

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB が、開示イニシアティブにおいて、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を提案

### 目次

- ・なぜ本修正が公表されたのか？
- ・提案された修正は何か？
- ・提案されている発効日と経過措置、及びコメント期間

### 要点

- ・本公開草案(「ED」)は、財務諸表利用者に提供される、企業の財務活動および流動性に関する情報を改善するため、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を提案する。
- ・修正案は、(1) キャッシュ・フローが財務活動として区分される、または区分されるであろう各項目(資本項目を除く)に関する期首と期末の財政状態計算書の金額の調整表、および(2) 例えば、現金および現金同等物の使用の決定に影響を及ぼす制限のような企業の流動性の理解に関する事項の開示を提供することを企業に要求する。
- ・本提案に関するコメントは、2015年4月17日が期限である。

本 IFRS in Focus は、パブリック・コメントのため 2014 年 12 月に公表された公開草案 ED/2014/6(ED)に示された、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を要約している。

### なぜ修正が提案されたのか？

公開草案 ED/2014/6「開示イニシアティブ(IAS 第7号の修正案)」で提案されている修正は、IASB の開示イニシアティブの成果である。開示イニシアティブは、現行の基準の表示および開示要求事項を改善するための複数の小規模プロジェクトから構成されている。開示イニシアティブの一環として、IASB は、すでに IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正を提案する公開草案 ED/2014/1 を 2014 年 3 月に公表している。開示イニシアティブは、IASB の概念フレームワークの包括的レビューを補完するものと考えられ、現在進行しているプロジェクトであり、将来の基準の表示および開示ガイドラインを改善するための検討を含んでいる。

IAS 第7号の修正案の主要な目的は、(1)キャッシュ・フロー計算書における財務活動に関連する負債の変動額、および(2)現金および現金同等物の利用可能性およびその使用の決定に影響を及ぼす制限(外国為替コントロールまたは海外送金に関連する税務上の帰結を含む)についての情報を改善することである。

詳細は下記ウェブサイト参照

[www.iasblus.com](http://www.iasblus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## 提案された修正は何か？

修正案は、企業に以下の情報を提供することを要求する。

- 1) キャッシュ・フロー計算書において、キャッシュ・フローが財務活動として区分される、または区分されるであろう各負債項目に関する、期首と期末の財政状態計算書の金額の調整表

調整表は以下を含まなければならない。

- a) 財政状態計算書の期首残高
- b) (1)財務キャッシュ・フローの変動額、(2)子会社または他の事業に対する支配の獲得または喪失から生じる変動額および(3)他の非資金取引による変動額(例えば、外国為替レートの変動および公正価値変動の影響)を含む、期中変動額
- c) 財政状態計算書の期末残高

本 ED は、次の設例を追加することを提案する。

財務活動の構成要素(資本項目除く)					
	20X1	キャッシュ・フロー	非資金取引による変動額		20X2
			取得	新規リース	
長期借入金	1,040	250	200	-	1,490
リース負債	-	(90)	-	900	810
長期負債	1,040	160	200	900	2,300

### 見解

調整表に含まれる負債は、関連するキャッシュ・フローが IAS 第 7 号の財務活動の現行の定義に合致する負債である。修正案は、一定の企業が純額ベースで負債を管理しているため、純額ベースで提供される開示(すなわち、財務活動に関する負債から現金および現金同等物を差し引く)を禁止しない。また、IASB は、財務上およびリスク管理の戦略を説明する経営管理者の能力を限定することを意図しなかった。

- 2) 海外の現金および現金同等物の送金から生じる税務上の負債を含む、現金および現金同等物の使用の決定に影響を与える制限の開示

### 見解

- IASB は、現金および現金同等物が負債を決済するために使用されるか、または他の目的で使用されるが、現金および現金同等物の使用の決定に影響を及ぼす制限が存在するかもしれないという、投資家から提起される懸念に対処するため、現金および現金同等物を使用する企業の能力について、追加の開示を必要とすることを決定した。この状況は、経済的制限(例えば、現金と負債が異なる法域にあり、負債を決済するための現金の使用が税金支払いのトリガーとなる)が存在すること、または、企業が現金を自由に使用する能力の法的な制限から生じ得る。
- IASB は、その分析で、下記の通り、現金および現金同等物の制限を開示する現在の要求事項を検討した。

- IAS 第 7 号は、企業グループによって使用できない、企業によって保有される重要な現金および現金同等物の開示を要求している。しかし、この要求事項は、現金および現金同等物が使用可能であるが、制限の結果、代替的な財務資源を使用する方がより経済的であると企業が評価する状況は取り扱っていない。
- IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」は、企業グループの資産へのアクセスまたは使用、および負債を決済することに対する重要な制限を開示することを要求しているが、IASB は、この開示は経済的な障害を扱っていないと考えている。

## 提案されている発効日と経過措置、及びコメント期間

本 ED は、発効日を特定していない。早期適用を認めることが提案されている。

IASB は、本 ED で受領するコメントの検討の一部として、発効日を決定する予定である。修正案は、将来に向かって適用される。本 ED で検討された移行措置はない。

本 ED のコメントは、2015 年 4 月 17 日が期限である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。